

広島県税条例及び離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十二号

広島県税条例及び離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。  
第五十六条第十一項中、「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)第十一条第一項第七号イの事業又は同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十号)附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イの事業を含む。)」を削る。  
附則第十四条の四第七項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「及び第二号」を「及び第三号」に改め、同項第二号中「第四条の六第八項」を「第四条の六第十一項」に、「第四条の六第九項」を「第四条の六第十項」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号中「第四条の六第八項」を「第四条の六第十一項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号において「制動装置保安基準」という。)」を「制動装置保安基準」に、「第四条の六第九項」を「第四条の六第十項」に改め、同項を同項第二号とし、同項の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トンを超える乗用車のうち地方税法施行規則附則第四条の六第八項に規定するもの又はバスのうち地方税法施行規則附則第四条の六第九項に規定するものであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。)で地方税法施行規則附則第四条の六第十項に規定するものに適合するもの  
附則第二十条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項第一号イに規定する製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第二項に規定する対象設備（以下「対象設備」という。）を含むもの（以下「特定設備」という。）」を「第二条第一号イに規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部分中「特定設備」及び「対象設備」を「特別償却設備」に改め、同項第一号中「対象設備」を「特別償却設備」に、「省令第二条」を「省令第三条」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「対象設備」を「特別償却設備」に改める。

第三条第一項中「対象設備」を「特別償却設備」に改める。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十五年三月三十一日」に改める。

#### 附則

##### （施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条中離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （不動産取得税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）第五十六条第十一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

##### （自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新条例附則第十四条の四第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新離島条例」という。）第一条から第三条までの規定は、施行日以後に新離島条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に適用し、同日前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。